

改正

平成6年3月1日告示第9号

平成6年11月24日告示第99号

平成7年5月18日告示第93号

平成8年7月19日告示第58号

平成9年7月24日告示第59号

平成10年3月13日告示第16号

平成13年3月16日告示第29号

平成13年9月28日告示第97号

平成16年4月1日告示第38号

平成16年9月21日告示第86号

平成17年3月1日告示第11号

平成19年8月27日告示第70号

平成21年2月23日告示第12号

平成22年2月19日告示第6号

平成22年8月23日告示第55号

平成24年3月2日告示第16号

平成24年6月26日告示第68号

平成25年3月28日告示第24号

平成28年9月6日告示第94号

函南町こども医療費補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、こどもの疾病につき適切な療養を受けさせ、もつて疾病の慢性化の予防と保護者の経済的負担の軽減を図るため治療に要する医療費の補助を行い、こどもの健全な育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) こども

出生の日から15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 保護者

親権者、後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。

(3) 医療保険各法

次に掲げる法律をいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（補助の対象者）

第3条 この要綱に定める医療費の補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、医療保険各法による被扶養者又は被保険者であるこども（以下「対象児」という。）の保護者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されているものとする。

（補助対象医療費）

第4条 補助対象となる医療費は、対象児の傷病に係る医療費のうち、法令又は他の施策に基づいて国又は地方公共団体が行う医療費の給付等を受けられる部分以外の医療費であつて、対象児の入院及び通院に係る医療費とする。ただし、第三者の行為による傷病に係る医療費及び保険給付の対象とならない医療費（入院時食事療養費標準負担額を除く。）、入院証明書料、差額ベッド料等は補助対象には含まれない。

（補助の額）

第5条 こども医療費として補助される額（以下「補助額」という。）は、次に定める額とする。

- (1) 「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」（平成6年厚生省告示第54号）又は「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」（平成6年厚生省告示第296号）によりそれぞれ算定し合算した額から医療保険各法の規定による保険給付の額を控除した額
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4の規定により納入する額、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の20第1項に規定する障害児施設医療に要した費用の額から同条第

2項に規定する障害児施設医療費の額を控除した額、同法第56条第2項の規定により納入する額（同法第50条第5号の費用に限る。）、同法第56条第5項の規定により支払う額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条第1項に規定する指定自立支援医療に要した費用の額から同条第3項に規定する指定自立支援医療費の額を控除した額、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第31条の規定により納入する額、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第2項の規定により負担する額、同法第37条の2第1項の規定により負担をした額又は特定疾患治療研究事業（昭和48年厚生省衛発第242号）第5の2の一部負担額（補助の期間）

第6条 こども医療費の補助期間は、対象児の入院の日から退院の日まで又は通院日数とする。

- 2 対象児が転入により函南町内に住所を有したときは、転入日を補助期間の始期とする。
- 3 対象児が転出により函南町内に住所を有しなくなつたときは、転出日を補助期間の終期とする。

（補助の方法）

第7条 こども医療費の補助は、現物給付又は償還払いの方法によつて行うものとする。

（現物給付による補助）

第8条 補助対象者は、現物給付による補助を受けるときは、次に掲げる書類を提示又は添付して、こども医療費受給者証交付申請書（様式第1号）を町長に提出し、こども医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。ただし、第2号の所得証明書を児童手当・特例給付認定請求書に添付しているとき又は公簿等により確認できると町長が認めたときは、同号の証明書の添付を省略することができるものとする。

- (1) こども及び保護者の医療保険各法の被保険者証又は組合員証
- (2) 児童手当法（昭和46年法律第73号）による対象者の世帯の主たる生計を維持する者の前年分の所得証明書（提出時期が1月から5月までにあつては、前々年の所得証明書）

- 2 前項の規定は、更新の手續について準用する。ただし、公簿等により更新に必要な書類の内容を確認できると町長が認めたときは、更新の手續を省略することができるものとする。
- 3 町長は、前2項の申請を受理したときは、補助対象者の要件の有無を確認し、対象児ごとに、補助対象者に対して受給者証を交付するものとする。
- 4 補助対象者は、対象児が保険医療機関、特定承認保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で診療等を受けるときは、保険医療機関等の窓口でその都度必ず受給者証を提示しなければならない。

(受給者証の再交付)

第9条 補助対象者は、受給者証を滅失し、破損し、又は亡失したときは、こども医療費受給者証再交付申請書(様式第3号)により、受給者証の再交付を町長に申請することができる。

2 町長は、再交付の申請を受けた場合には、速やかに再交付するものとする。

(受給者証の返還)

第10条 補助対象者は、補助対象の要件に該当しなくなつたとき、又は亡失した受給者証を発見したときは、受給者証(亡失の場合は、発見した受給者証)を速やかに町長に返還するものとする。

(記載事項の変更等)

第11条 補助対象者は、受給者証の記載事項に変更が生じたとき、又は加入している医療保険に変更があつたときは、こども医療費受給者証記載事項等変更届(様式第4号)により町長に届け出るものとする。

(償還払いによる補助)

第12条 次の場合には償還払いの方法により補助するものとする。

- (1) 受給者証の交付までに日数を要し、その間に保険医療機関等に受診した場合
- (2) 県外の保険医療機関等に受診した場合
- (3) 保険給付の対象となる補装具の支給を受けた場合
- (4) 保険給付に準じて行われる柔道整復師及びはり灸師の施術を受けた場合
- (5) 未熟児養育医療、身体障害児育成医療及び療育医療の公費負担医療制度において費用徴収された場合
- (6) その他現物給付によることができないと認めた場合

(補助の申請)

第13条 補助対象者は、前条の規定による補助を受けようとする場合は、1か月ごとにこども医療費補助申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 保険医療機関等の領収書又はこれに代わるべき証明書
- (2) 健康保険証の写し

2 償還払いによる補助は、当該対象児が医療の給付を受けた日から起算して、原則として1年以内に申請があつたものに対して行うものとする。ただし、未熟児養育医療及び療育医療の公費負担医療制度において費用徴収された額については、その決定があつた日から起算して1年以内とする。

(補助額の支給)

第14条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助額を決定のうえ申請者に支給するものとする。

(補助額の返還)

第15条 町長は、偽りその他不正な行為により補助額の支給を受けた者があるときは、その者に対し、補助額の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(損害賠償との調整)

第16条 町長は、補助対象者が、対象児の当該療養に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、補助額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した補助額の全部若しくは一部を返還させなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年3月1日告示第9号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年11月24日告示第99号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則 (平成7年5月18日告示第93号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成8年7月19日告示第58号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年7月24日告示第59号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成10年3月13日告示第16号)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の医療費に係る補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成13年3月16日告示第29号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日告示第97号)

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の医療費に係る補助については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年4月1日告示第38号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度分の医療費から適用する。

附 則（平成16年9月21日告示第86号）

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。ただし、この要綱中の第3条保護者の所得に係る事項については、改正前の函南町乳幼児医療費補助要綱に該当した者に限り、平成17年3月診療分まで適用しない。

附 則（平成17年3月1日告示第11号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月27日告示第70号）

- 1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の医療費に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月23日告示第12号）

この要綱、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の医療費から適用する。

附 則（平成22年2月19日告示第6号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の医療費から適用する。

附 則（平成22年8月23日告示第55号）

- 1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の医療費に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月2日告示第16号）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前の診療分に係る補助については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月26日告示第68号）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第24号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月6日告示第94号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第11条関係）

様式第5号（第13条関係）